

第4回青森地方最低賃金審議会議事録

- 1 日 時 令和5年8月29日（火） 午前10時28分～午前10時58分
- 2 場 所 青森合同庁舎4階 共用会議室
- 3 出席者

【委員】	公益委員	石岡委員	森宏之委員	飛鳥委員	森理恵委員	中村委員
	労働者委員	赤間委員	秋田谷委員	野坂委員	保土澤委員	金淵委員
	使用者委員	小山田委員	田中委員	藤井委員	小野委員	小山内委員
【事務局】	井嶋青森労働局長	上野労働基準部長	八木澤賃金室長	佐藤室長補佐	中野賃金指導官	

4 開会

（事務局）

定刻前でございますけれども、皆さん、お揃いということですので、ただ今より「第4回青森地方最低賃金審議会」を開会いたします。

本日の委員の出席状況ですが、全員出席されていることを報告いたします。

本日の審議会の公開に関しまして、傍聴人の募集公示を行ったところ、4名の申し込みがあり、傍聴いただいていることを併せて報告いたします。

それでは、以降の議事進行につきましては、石岡会長、よろしくをお願いいたします。

（石岡会長）

それでは、よろしくをお願いいたします。

本日は、8月10日に答申をいたしました、青森県最低賃金に係る改正決定に対して、異議の申出がございましたので、それについての審議ということになります。

はじめに、事務局から異議の申し出の状況について説明をお願いします。

（事務局）

事務局でございます。

青森県最低賃金の改正につきましては、8月10日に45円引上げで898円とする旨の答申をいただいたところでございます。

審議会の答申要旨につきまして、公示をしましたところ、8月25日に青森県労働組合総連合議長 奥村 榮から再審議を求めるとの異議申出がございました。

従いまして、青森労働局長から本審議会に当該異議申出に対する意見を求めることを内容とする諮問を行わせていただき、審議会におけます審議を経て答申をいただきたいと思っております。

それでは、井嶋労働局長から諮問させていただきます。

（井嶋労働局長が、諮問文を読み上げて、石岡会長へ手交）

青森地方最低賃金審議会 会長 石岡 隆司 殿

青森労働局長 井嶋 俊幸

最低賃金審議会の意見に関する異議の申出について

標記について青森県労働組合総連合議長 奥村 榮から令和5年8月25日付けをもって最低賃金法第11条第2項により異議の申し出がありましたので、貴審議会の意見を求めます。

(事務局)

諮問の写しは、委員の皆様の机上に配付させていただいております。

異議申出書につきまして、説明をさせていただきます。

会議次第のあるホチキス留めの資料をめくっていただきまして、次第の次に青森県労働組合総連合から提出されました異議申出書の写しを付けております。

受理に当たりましては、点検をしております、異議申出書の様式は任意とされておりますので問題はございません。

また、異議の申出者の要件は、最低賃金の決定によって、直接利害関係を生じる青森県内の労働者を構成員としておりますことから、これも問題がございません。

異議の内容及び理由については明記されております。

以上につきまして、点検結果、問題がないことから受理しております。

なお、この申出書につきましては、委員の皆様宛て、8月25日にメールで送付させていただきます。

それでは、異議申出書の内容につきまして、読み上げさせていただきます。

2023年度青森地方最低賃金審議会の改正決定に対する異議申出書

青森地方最低賃金審議会8月10日、今年度の青森県最低賃金の改正について、現在の時間額853円45円引き上げて898円とする答申を行いました。

しかしながら、時間額45円の引上げではとりわけ最賃近傍で働く労働者の生計実態からみても、生活を改善することできません。

また、本来あるべき水準にも遠く、都市部との格差解消には不十分と言わざるを得ません。

そのために最低賃金を抜本的に引き上げること、労働者の大多数を雇用する中小企業、小規模事業所への政府の抜本的な支援強化が不可欠です。

こうしたことから、下記の異議の申出を行います。

記

- 1 答申された時間額898円で最低賃金を決定することは、不服であり、大幅な引き上げを求めます。
- 2 最低賃金の地域格差の解消、全国一律最低賃金制などを展望し、青森県の最低賃金を8時間働ければ安心して生活できる額に引き上げるとともに、地域間格差を是正してください。
- 3 景気浮揚、最低賃金引上げにあたって、公正取引の徹底や中小企業、小規模事業

者への支援策の強化は喫緊の課題です。政府に対して最賃引上げ分の賃金補填や社会保険料の事業主負担分の軽減、消費税減税など、中小企業、小規模事業者への有効な支援策を更に強化・充実することを強く求めてください。

理由として(1)から(5)までございますが、全部を読み上げずにポイントだけを読み上げさせていただきます。

理由

(1) 労働者の生活実態からみて引き上げ額が不十分です

最低賃金の審議にあたっては、現行の金額からいくら引き上げるかという検討とともに、1人の大人が独立して生計を営むにあたり、その賃金水準がいくらであれば良いのか憲法25条生存権がしっかりと保障される賃金水準はいくらなのかを議論し、明らかにしていくことが重要と考えます。今一度審議いただきたいと考えます。

(2) 賃金格差を更に縮小することを求められます

青森地方最低賃金審議会は、目安に6円プラスし格差解消を目指す考え方を示されました。この判断に改めて敬意を表するものです。

しかし、このままでは東京は1,113円、青森は898円、依然215円の格差となります。働く地域が違うだけで最低賃金において時間額215円もの格差は合理的なものとはとても言えないと思います。抜本的な格差解消が求められると思います。

(3) 生計費に地域間の大きな差はありません。全国最低賃金制度が求められます

(4) 公正取引の徹底、中小企業、小規模事業者への支援策の強化を強く国に迫ってください。

今年度の審議会答申では、政府に対する要望が示されました金額答申に留まらず、中小企業、小規模事業者の方々への賃上げ環境改善整備が必要との認識を示された審議会委員の皆様に敬意を表するものです。

業務改善助成金の拡充、適切な価格転換対策と合わせて政府の責任で中小企業、小規模事業所向けの金融支援の強化、社会保険料軽減などの施策など、中小企業、小規模事業者が継続的に賃上げしやすい環境整備のためには必要と考えます。思い切った支援策を速やかに実行するよう、拡充強化を国に強く求めてください。

この他(5)に、終わりとしての文言の記載がございました。

以上が申出書の概要でございます。

この後に添付資料としまして、最低賃金生計費増加表ですとか、2016年版東北地方最低賃金生計費試算調査結果、2022年改正点と総括などの資料が付けられていたところがございます。

以上が異議申出書の概要でございます。

以上のように、異議申出の内容及び理由について、申出書に明確になっております。

なお、記の3の公正取引の徹底と中小企業、小規模事業者への支援策の強化の

要望につきましては、これについては、5月に行われました局長への要請でもいただいております、7月の本審議会及び厚生労働省に報告しているところでございますけれども、今年度の答申においても、中小企業、小規模事業者の賃上げに関する環境整備として、政府の要望事項に盛り込んでいることを申し添えます。

異議申出期間は、8月25日まででしたが、これ以外の申出がありませんでしたので、本件のみについて御審議をお願いいたします。

以上でございます。

(石岡会長)

今のご説明につきまして、何か質問等はございますか。

よろしいでしょうか。

それでは、今回のこの異議申出に対して、審議会としての意見をまとめることになりますけれども、いかがでしょうか、御意見はございませんか。

労働者側は、御意見、いかがでしょうか。

(秋田谷委員)

異議申出についての労働者側の考え方のお話をさせていただきたいと思います。

青森地方最低賃金審議会は、5回の専門部会で審議が行われました。その5回というのは、予備も含めての開催というふうなことでございますし、真摯な議論を重ねた結果、国が示した目安より6円高い答申がされたというふうなことでございます。

この結果については、一番時給が高いところと、青森の格差の金額差が昨年比で4円縮小することができました。

このことについては、賃金の低い労働者の労働条件の改善を図ることで、県全体の底上げにつながったものだと考えていますし、消費の喚起をし、経済の底上げにつながることだと考えております。

ただ、その一方で、物価上昇が続く中、最低賃金近傍で働く労働者の暮らしを守るというセーフティーネットの部分では、引き続き、あるべき水準に関して議論をする必要があると思っておりますが、今の段階ではないというふうに考えてございます。

従いまして、労働者としては、8月10日付けの第3回本審の答申どおりとすることが妥当だというふうに考えてございます。

以上です。

(石岡会長)

ありがとうございました。

使用者側の御意見。

(小山田委員)

使用者側としましては、まず、この審議会、慎重審議の結果としての結論が出されて

いるというふうな認識は同じでございます。

そういう中で、具体的に3点ほど、今回、御要望といたしますか、出ておりますけれども、1つ目の大幅な引き上げを求めますと。これについては、我々、使用者の立場としては、審議の中でも表明してきましたけれども、大幅な引き上げは反対です。

それから2番目であります。これにつきましては、地域間格差を是正してくださいというふうなことでありまして、それについては、色んな考え方があるということで、考え方そのものは尊重したいと思いますけれども、使用者側として、これに応えることはできるものではございません。

それから3つ目です。中小企業、小規模事業者への支援強化が喫緊の課題ですというふうなことで、認識は同じでございます。その必要性については、当審議会としても要望として、既にまとめているところでありますので、更に付け加えることは特にないと思っております。これについては、中小企業団体がこれまでも、国に要望しているということになっておりますので、特段、この審議会の中でする話ではないのかなと思っております。

以上、総合的に勘案しまして、再審議を行う必要はないというふうに使用者側としては考えております。

以上です。

(石岡会長)

ありがとうございます。

他に何か御意見はございませんか。

公益委員の皆様ご意見はありませんか。よろしいですか。

そういたしますと、労使ともに再審議の必要はないという御意見のようであり、この8月10日の答申自体もですね、様々なことを考えて熟議の上、出したものですので8月10日の当審議会の答申どおり決定するというところでよろしいでしょうか。

(各委員)

異議なし。

(石岡会長)

では、全会一致で本審議会の答申どおり決定することが適当ということとして答申をしないと、そういうことに決定したいと思います。

(事務局)

それでは、これから、答申後の案をお配りいたしますので、少々お待ちください。

(石岡会長)

それでは、答申文の案について、皆さんにご確認いただければと思います。

この案について、何かご意見はございませんか。

よろしいですかね。

それでは、この答申文をもちまして、答申をすることといたします。

(事務局)

それでは、引き続きまして、答申に移らせていただきます。

石岡会長より、井嶋労働局長に対しまして、答申をお願いいたします。

(石岡会長が答申文を読み上げて、井嶋労働局長へ答申文を手交)

青森労働局長 井嶋 俊幸 殿

青森地方最低賃金審議会 会長 石岡 隆司

当最低賃金審議会の意見に関する異議の申出について答申

令和5年8月10日付け答申どおり決定することが適当である。

(石岡会長)

それでは、これで青森県最低賃金についての異議申出についてという議題(1)は終了といたします。

引き続き、今度は産別の最低賃金の審議に入ることになります。

事務局から日程等について説明をしてください。

(事務局)

事務局でございます。

会議次第の資料のホチキス留めしております資料でございますけれども、異議申出書の次に産業別最低賃金関係資料というものの資料を一緒に綴じ込めさせていただいてるところでございます。

この資料、めくっていただきまして、最初に日程がございまして、もう1枚めくっていただいて、資料No.3のところを見ていただけたらと思うのですが。

3行目、産業別最低賃金意見聴取者名簿というところがございます。

まず、先にこちらから確認させていただければと思いますけれども。

ごめんなさい、その前に1枚戻っていただきまして、資料の2でございます。

資料2の検討小委員会の名簿についてでございます。

小委員会の委員につきましては、先の8月10日審議会で確定していただいたところでございますけれども、このうち、小委員会の委員長と委員長代理につきましては、9月6日開催の第1回検討小委員会で決めていただくこととなりますけれども、事務局といたしましては、委員長に石岡委員を委員長代理に森 宏之委員の就任をお願いしたいと考えておりますので、まずはお知らせいたします。

委員名簿の中に使用者委員なんですけれども、前回は、使用者側が5名の委員と提案い

ただいたところですが、調整の結果、4名になっていることにつきまして、この場で御報告させていただきます。

続きまして、資料No.3に移りまして、意見聴取者名簿でございますけれども、こちらが、9月6日と9月12日の検討小委員会の申出人、参考人の名簿でございます。

1日に2業種ずつ申出人、参考人の順で意見聴取を行いますので、時刻につきまして、御確認をいただければと思います。

9月6日につきましては、各種商品と自動車小売で意見聴取をお願いすることになります。

9月12日は、鉄鋼と電気機械器具の意見聴取を行いますのでよろしくお願ひします。

なお、12日でございますけれども、青森労働局のインターンシップが傍聴する予定となっておりますので、御了解いただければと思います。

意見聴取後に小委員会としての産別の改正、必要性の有無の結論を出していただくこととなります。

なお、申出人および参考人の方に対しまして、意見聴取メモの提出を現在お願いしているところでございます。

また、申出人と参考人に対しましての小委員会出席の依頼についても事務局から発出させていただいているところでございます。

戻っていただきまして、資料No.1の開催日程の1ページ目のところを見ていただければと思いますけれども。

9月12日でございますが、検討小委員会が13時30分から始まりますが、同じ日の15時15分から第5回本審を開催予定としているところでございます。

検討小委員会の状況により多少時間がずれ込む可能性もございますけれども、御了承をいただければと思います。

第5回本審には、小委員会報告を基に御審議をいただき、審議会としての改正の必要性の有無についての答申をいただきたいと考えているところでございます。

その答申において、産別最賃改正の必要ありの結論になった場合には、同日に産別最賃改正の諮問をさせていただきます。

なお、必要性ありとなった場合には、同日の12日から労使専門部会委員の推薦公示を行います。推薦の期限は、9月21日までとさせていただきます予定でございます。

また、タイトな日程となって恐縮でございますけれども、推薦予定方、選定準備はお願いいたします。

4業種とも必要性の答申が出ますと、9月29日の鉄鋼業専門部会からスタートし、10月5日が電気、10月6日が各種商品、10月10日が自動車小売と、それぞれの専門部会で調査審議をお願いすることになります。

予備日といたしまして、10月13日と10月16日を設定しているところでございます。

その後、10月16日に本審を開催し、各専門部会報告を受け、産別最賃改正の答申をいただくという日程となっております。

会場は全ての専門部会で、こちらの合同庁舎4階の会議室の開催となります。

なお、産別にも異議申し立ての制度がございまして、これまで異議申出があったということはございませんけれども、11月6日の午前10時から異議申出があった場合の本審日程を確保しておきたいと思っております。

委員の皆様には、開催の案内を机の上の封筒に入れておいておりますので、御確認をいただければと思っております。

検討小委員会委員の方には、検討小委員会と第5回本審の2通、小委員会の委員以外の方については、第5回本審のみの1通の開催案内を入れております。後ほど御確認をいただければと思っております。

なお、検討小委員会の御案内には、2回の日時が記載されておりますけれども、使用者代表委員は、御担当される業種が含まれる小委員会への出席となりますので、よろしくお願いたします。

その他の資料としまして、資料No.4以降のものになりますけれども、資料No.4は、産別最低賃金改正の申し出の状況。資料No.5は、産別の決定状況について載せているところでございます。

産別審議の日程と資料の説明についての事務局からの説明は、以上でございます。

(石岡会長)

ただ今、日程の確認表、事務局から御説明がありましたが、次にこれからの産別の審議の議事の公開について確認をしたいと思っております。

資料No.1の日程を御覧ください。

この中で9月12日の必要性の有無についての答申に関わる、第5回本審、それから10月16日の第6回の本審、これは産別の専門部会が終わった後に答申する。

この本審は、これまでも公開をしております。

一方で、9月6日、それから9月12日に予定している検討小委員会、これは、まさに個別企業の賃金や生産の状況等、当該企業の機密情報に係ることも述べられますので、個人、もしくは、団体の権利利益が公開すると、ここまで公開すると、個人もしくは団体の権利利益が不当に侵害される恐れがある。という理由から、これまで非公開にしております。

それから、9月26日から始まる専門部会ですけれども、ここも具体的な金額審議の場となりますので、率直な意見の交換に支障が出る恐れがあるということで、これまで非公開としておりました。

ただ、本年の7月5日の第1回本審で、議事公開の取り扱いについては、目安制度のあり方に関する協議会報告などを踏まえて、公労使3者が集まって議論を行う場合は公開とし、個別協議の場面は非公開とするということを確認しております。

従いまして、産別の審議におきましても、同様に公労使3者が集まって議論を行う場合は公開とし、公労または公使の2者協議の場面、個別協議の場面は非公開とすることとしたいと思っております。

今の点について、御意見はございませんか。
よろしいでしょうか。

(各委員)
異議なし。

(石岡会長)
それでは、産別につきましても、地賃の審議と同様に公労使3者が集まって議論を行う場合は公開をするということで、各小委員会、各専門部会において適切に対応いただければと思います。
その他に何かございますか。

(赤間委員)
全体を通してでもいいですか。

(石岡会長)
はい、どうぞ。

(赤間委員)
全体を通して2点、お願いというか、私が言うことではないんでしょうけども、これから価格転嫁が進んでいくと思うんですけども。要は、一般企業であれば価格転嫁のところは、企業の判断でできますけども、県や市が発注しているところ、なかなか業者も大変だと思うので、10月7日発効ですか。できれば、県や市が発注しているところ、できるだけ遅滞なく価格転嫁を上乗せしていけるように、できればお願いをしたいなというところが1つです。

機械整備とか色々清掃業もそうですけども、県や市が、今までの最低賃金で大体超えていて発注していると思うんですけども。できるだけ転嫁したもの、よろしくお願いたいなというのが1点。

もう1点が、今年もやっぱり上げ幅が高いので、できるだけ周知の方を徹底して、零細、中小にいくように、最賃が上がったというのが分からないという理由が結構見受けられるので、できるだけ周知と、やっぱり未満率というのは許されないことですので、最低賃金を下回らないように、できるだけ御指導いただければというふうに、よろしくお願いたしたいと思います。

以上です。

(石岡会長)
今の1番の方は、労働局から地方自治体に対して。

(赤間委員)

メッセージのようなものがあれば。

(石岡会長)

申し入れをしてと。

(赤間委員)

できるだけ発注しているものを労働局としても、何かメッセージとして発信していたらだければと。

本当は、私が言うことではないんでしょうけども、使側の委員の方々でも、そういうメッセージが本当は出せるのであればいいと思うんですけど。

(局長)

よろしいでしょうか。

(石岡会長)

どうぞ、どうぞ。

(局長)

労働局として、これからになりますけども、周知については、当然、力を入れてやっていきたいと思っているところでございまして、特に公共団体、県とか市について、今までも当然、周知はしているんですけども、今まで以上に、何が出来るか検討させていただきたいと思います。

(赤間委員)

お願いします。

(石岡会長)

他に何か御意見等ございますか。

よろしいでしょうか。

その他、事務局から何かありますか。

(事務局)

事務局から、本省のプレスリリースをお付けさせていただきましたので、一応、皆さん、御承知おきかと思っておりますけども、改めて確認させていただきます。

全国47都道府県では、39円から47円の引上げでございまして、引上げ額47円は2県、46円が2県、45円が4県、44円がうんぬんとありまして、このうち、C

ランク 13 県のうち、岩手県を除く 12 県が目安額の 39 円を上回って決定しておりまして、青森県は目安を 6 円上回る 45 円引上げになって決定し 898 円になっているというところでございます。

事務局から以上の御紹介でございました。

(石岡会長)

他には何かございますか。

よろしいでしょうかね。

それでは、本日は、これで閉会とさせていただきます。

どうもお疲れ様でした。